



2026年5月14日

各 位

会 社 名 寿スピリッツ株式会社
(URL <https://www.kotobukispirits.co.jp/>)
代 表 者 名 代表取締役社長 河越誠剛
(コード：2222 東証プライム)
問 合 せ 先 常務取締役グループ経営管理本部長
松本 真司
T E L 0859(22)7477

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年6月25日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

機動的な資本政策および配当政策を実行するため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第29条（剰余金の配当等の決定機関）及び第30条（剰余金の配当の基準日）を新設し、内容が重複する現行定款第7条（自己株式の取得）、第30条（期末配当金および基準日）及び第31条（中間配当金および基準日）を削除するものであります。

なお、会社法第460条第1項（株主の権利の制限）に基づく定款の定めは設けないことから、今後の剰余金の配当等を株主総会決議によって行うことを排除するものではありません。

また、現行定款附則について、監査等委員会設置会社に移行後10年経過したため、この附則による責任免除等の必要性が失われたことから、これを削除するものです。

2. 変更の内容

変更の内容別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2026年6月25日（木）

定款変更の効力発生日：2026年6月25日（木）

以 上

【別紙】 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、取締役会決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p>	(削除)
<p>第8条 ～ 第29条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第7条 ～ 第28条</p> <p>(現行どおり)</p>
(新設)	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第29条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
(新設)	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第30条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(期末配当金および基準日)</p> <p>第30条 当社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</p>	(削除)
<p>(中間配当金および基準日)</p> <p>第31条 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p>	(削除)
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第32条 (条文省略)</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p>
<p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>① 当社は、第64期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</p> <p>② 第64期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令が規定する額まで限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第29条第2項の定めるところによる。</p>	(削除)